

改正

平成19年3月30日要綱総第4号

平成21年1月19日要綱総第3号

那須烏山市建設工事検査要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、那須烏山市建設工事検査規程（平成17年那須烏山市規程第24号。以下「規程」という。）第12条の規定により、那須烏山市の建設工事の検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

**第2条** 検査員は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 副市長
- (2) 総務課長
- (3) 農政課長
- (4) 都市建設課長
- (5) 上下水道課長
- (6) 検査担当
- (7) 前各号に掲げる職のほか必要に応じ市長が指定する職

2 前項の検査員をもって検査班を編成し、副市長の職にある検査員を検査班長に充てる。

3 規程第3条第2項第1号の天災その他不可抗力による損害の確認及び第2号の契約が解除されたときの確認の検査を行う検査員は、前項の規定にかかわらず、当該工事を所掌する課長とする。

一部改正〔平成19年要綱総4号・21年3号〕

(検査員の制限)

**第3条** 特別の事由がある場合のほかは、検査を実施しようとする工事の監督員に当該工事の検査員を命じてはならない。

(中間検査)

**第4条** 中間検査は、第2条第1項の規定により任命される検査員が完成検査を行うこととなる工事については副市長、同条第2項の規定により任命される検査員が完成検査を行うこととなる工事については当該工事を所掌する課長が、それぞれ必要と認めるものについて実施する。

一部改正〔平成19年要綱総4号〕

(検査の重複執行)

**第5条** 規程第3条第2項第1号、第3号及び第4号の指定部分の引渡し及び同条第3項の中間検査の検査は、完成検査の重複執行を妨げないものとする。

(検査の準備)

**第6条** 規程第4条第2項の規定により検査員の行う検査に立ち会うことになる監督員は、次に掲げる事項のうち必要な事項について準備又は措置を講じて立ち会うものとする。

- (1) 契約書、設計図書、工事写真、品質及び施工管理資料
- (2) 測量機械器具、写真機及び黒板
- (3) 測点及び主要構造物の寸法表示

(4) 破壊検査及び試験に必要な機械器具

(5) その他必要な用具

(検査の方法)

**第7条** 検査員が検査を実施するに当たり、必要な技術的基準は、別に定めるものとする。

2 検査員は、契約図書、工事写真その他関係図書類に基づき工事の検査確認をし、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえの適否を現地において検査しなければならない。

(工事評定)

**第8条** 検査員、総括監督員、主任監督員は、請負工事について検査を完了した場合は、別に定めるところにより、工事成績を評定しなければならない。

(補修又は改造)

**第9条** 規程第7条第1項第1号中の不適合の程度が軽易なものとは、その程度が小規模で補修又は改造が容易であり、かつ、21日未満で完了すると認められるものとする。

2 規程第7条第1項第2号の区分は、次のとおりとする。

(1) 不適合の程度が重大であるものとは、工事目的物の出来形が、契約図書及び設計図書又は出来形基準を著しく逸脱し、機能上支障があるが補修又は改造によりその支障を排除することができるものと認められるもの

(2) 修補若しくは改造に要する期間が相当の日数を要するものとは、21日以上60日未満で修補又は改造が完了すると認められるもの

(3) 修補若しくは改造が困難と認めたものとは、コンクリート構造物又は鋼構造物等において、工事目的物の出来形が設計図書又は出来形基準を著しく逸脱し、前号によって修補又は改造の措置がとり得ないもの

(軽微なものの措置)

**第10条** 前条第1項に該当するもののうちで、特に軽微なもの又は7日未満で修補又は改造が完了するものと認められるものについては、検査員が口頭又は検査指示書の様式に準じて措置することができるものとする。

(再検査)

**第11条** 前条の規定による措置をした場合の再検査は、その処理報告の確認をもって検査合格とすることができる。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

追加〔平成21年要綱総3号〕

**附 則**

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月30日要綱総第4号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年1月19日要綱総第3号)

この要綱は、決裁の日から施行する。